

別 添

改正省エネ法に関する企業向け説明会について

1. 開催日時・場所

| 地域 | 日時 | 時間 | 定員 | 場所 |
|-----|----------|-------------|------|---------------------------|
| 北海道 | 6月3日(水) | 10:00~12:00 | 100名 | 北海道経済産業局第1会議室 |
| | 6月3日(水) | 14:00~16:00 | 100名 | |
| | 6月5日(金) | 10:00~12:00 | 100名 | |
| | 6月5日(金) | 14:00~16:00 | 100名 | |
| 東北 | 6月5日(金) | 14:00~ | 40名 | 東北経済産業局第1・2会議室 |
| | 6月11日(木) | 14:00~ | 40名 | |
| 関東 | 4月23日(木) | 14:00~16:00 | 500名 | 関東経済産業局講堂 |
| | 4月24日(金) | 14:00~16:00 | 500名 | |
| | 5月21日(木) | 10:00~12:00 | 500名 | |
| | 5月21日(木) | 14:00~16:00 | 500名 | |
| | 5月22日(金) | 10:00~12:00 | 500名 | |
| | 5月29日(金) | 10:00~12:00 | 500名 | |
| 中部 | 4月27日(月) | 14:00~16:00 | 50名 | 中部経済産業局2階大会議室 |
| | 4月28日(火) | 10:00~12:00 | 50名 | |
| | 4月28日(火) | 14:00~16:00 | 50名 | |
| | 5月12日(火) | 14:00~16:00 | 50名 | |
| | 5月20日(水) | 14:00~16:00 | 50名 | |
| | 5月21日(水) | 10:00~12:00 | 50名 | |
| | 5月21日(水) | 14:00~16:00 | 50名 | |
| | 6月2日(火) | 14:00~16:00 | 50名 | |
| 近畿 | 5月1日(金) | 14:00~ | 150名 | 近畿経済産業局第1別館大会議室 |
| | 5月8日(金) | 14:00~ | 150名 | |
| | 5月15日(金) | 14:00~ | 150名 | |
| | 5月22日(金) | 14:00~ | 150名 | |
| 中国 | 6月2日(火) | 10:00~12:00 | 80名 | 中国経済産業局第1会議室 |
| | 6月2日(火) | 14:00~16:00 | 80名 | |
| | 6月3日(水) | 10:00~12:00 | 80名 | |
| | 6月3日(水) | 14:00~16:00 | 80名 | |
| | 6月4日(木) | 10:00~12:00 | 80名 | |
| | 6月4日(木) | 14:00~16:00 | 80名 | |
| 四国 | 5月18日(月) | 14:00~ | 100名 | 四国経済産業局 (合同庁舎2階 アイホール) |
| | 5月22日(金) | 14:00~ | 100名 | |

| | | | | |
|----|-------------------|-------------|-----|---|
| 九州 | 5月26日(火) | 14:00~16:00 | 50名 | 九州経済産業局会議室（又は福岡市内会議場） ※別途、6/3,6/5 鹿児島開催検討中 |
| | 5月27日(水) | 14:00~16:00 | 50名 | |
| | 5月28日(木) | 14:00~16:00 | 50名 | |
| | 5月29日(金) | 14:00~16:00 | 50名 | |
| | (上記のうち2~3日開催。調整中) | | | |
| 沖縄 | 5月21日(木) | 14:00~ | 30名 | 沖縄総合事務局経済産業部会議室（10階） |
| | 5月22日(金) | 14:00~ | 30名 | |

2. 対象者

企業全体で1年間のエネルギー使用量が1,500kl（原油換算値）以上が見込まれる事業者の方（詳細は「6. 改正省エネ法の概要」参照）

3. 説明会の主な内容

- (1) 現行省エネ法の概要
- (2) 改正省エネ法のポイント
 - ①事業所単位から事業者(企業)単位への規制体系の変更
 - ②フランチャイズチェーンの扱い
 - ③エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選任
 - ④今後の手続スケジュール
 - ⑤平成21年度に実施すべきことなど

4. 申し込み方法

下記の資源エネルギー庁ホームページ（平成20年度省エネ法改正の概要）をご覧ください。

赤字にて記載してある「各経済産業局において改正省エネ法説明会実施中！詳細は以下をご参照下さい。」をご覧ください、各経済産業局ごとの申し込み方法に従い、お申込み願います。

○資源エネルギー庁ホームページアドレス

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

5. 問い合わせ先

■北海道地方

北海道経済産業局エネルギー対策課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎

電話 011-709-0721 FAX 011-726-7474

■東北地方

東北経済産業局エネルギー課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎

電話 022-221-4932 FAX 022-213-0757

■関東地方

関東経済産業局エネルギー対策課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

電話 048-600-0362 FAX 048-601-1297

■中部地方

中部経済産業局エネルギー対策課

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

電話 052-951-2775 FAX 052-951-9801

■近畿地方

近畿経済産業局エネルギー対策課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

電話 06-6966-6043 FAX 06-6966-6089

■中国地方

中国経済産業局エネルギー対策担当

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-3.0 広島合同庁舎2号館

電話 082-224-5741 FAX 082-224-5648

■四国地方

四国経済産業局エネルギー対策課

〒760-8512 香川県高松サンポート3-33

電話 087-811-8535 FAX 087-811-8560

■九州地方

九州経済産業局エネルギー対策課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話 092-482-5474 FAX 092-482-5962

■沖縄地方

沖縄総合事務局経済産業部環境資源課

〒900-8530 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

電話 098-866-1757 FAX 098-860-3710

6. 改正省エネ法の概要

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が改正されました(施行日は平成22年4月1日を予定。ただし、平成21年4月から1年間のエネルギー使用量の計測・記録が必要となります)。これまで一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理義務を課しておりましたが、今回の改正により事業所単位から事業者単位(企業単位)のエネルギー管理が義務づけられることとなり、業務部門に多く見られる中小規模の事業場を数多く設置する事業者が新たに義務の対象に加わることとなります。また、一定の要件を満たすフランチャイズチェーンについても、チェーン全体を一体として捉え、本部事業者に対し、事業者単位のエネルギー管理と同様な管理義務が課されることとなりました。ここでは、省エネ法の概要と主な改正のポイントなどについて以下にご紹介させていただきます。

(1) 省エネ法とは

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)は、石油危機を契機に1979年(昭和54年)に制定されました。省エネ法は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

①改正前の指定基準

燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量(原油換算値)を工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければなりません。

②義務

エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者やエネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の状況等の定期報告書や中長期計画書の提出、設備ごとのきめ細かな現場でのエネルギー管理を工場・事業場単位で行なうことが義務付けられています。

(2) 今回の主な改正のポイント

① 指定基準の改正

○ 工場・事業場単位から企業単位へ

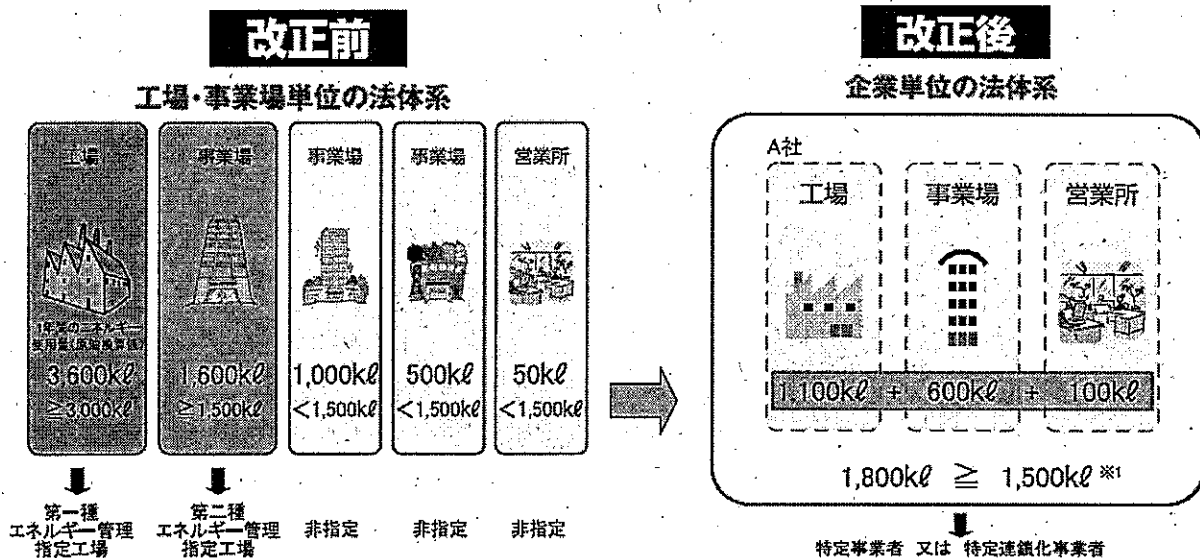
今回の改正（平成 20 年 5 月改正）では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、企業全体（本社、工場、支店、営業所など）の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500 kℓ 以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

○ 連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得ます。

コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行わなければなりません。フランチャイズチェーン本部が行なっている事業について、約款等の取り決めで一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者（加盟店）を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が 1,500 kℓ 以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることとなります。

② 報告書等の提出単位の変更

エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わります。



③エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者（企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など）とエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者）※1をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

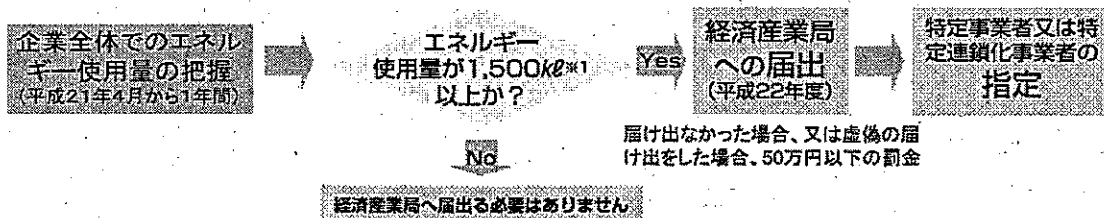
※1 エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任しなければなりません。

(3) 企業全体でのエネルギー使用量の把握

今回の改正に伴い企業全体でのエネルギー使用量の把握に努めていただく必要があります。

①エネルギー使用量データの記録

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。下記フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量（平成21年4月～22年3月まで）を正確に把握し、1,500kℓ以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。



| 年間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上となる事業者の目安 | | | |
|--------------------------------|----------------------|------------|-----------|
| 小売店舗 | 約3万m ² 以上 | コンビニエンスストア | 30～40店舗以上 |
| オフィス・事務所 | 約600万kWh/年以上 | ファーストフード店 | 25店舗以上 |
| ホテル | 客室数300～400規模以上 | ファミリーレストラン | 15店舗以上 |
| 病院 | 病床数500～600規模以上 | フィットネスクラブ | 8店舗以上 |

【注意】事業所の立地条件(所在地、等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院)等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまで一般的な目安として例示したものです。

②ポイント

- 平成21年4月から1年間、全ての工場・事業場のエネルギー使用量（原油換算値）を把握してください（例：電気・ガスについては、毎月の検針票に示される使用量を把握）。
- エネルギー使用量を以下ア～ウの手順で原油換算値へ換算してください。
 - ア 使用した燃料・熱・ガス・電気ごとに全社の年間の使用量を集計してください。
 - イ アの使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量（GJ）を求めた後合計して年間に使用したエネルギー量（熱量合計、GJ）を求めてください。
 - ウ イの年間の使用熱量合計（GJ）に、0.0258（原油換算kℓ/GJ）を乗じて年間のエネルギー使用量（原油換算kℓ）を求めます。

また、事業所ごとに各月ア～ウを行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もあります。

③合計が1,500kℓ以上の場合は、平成22年度に経済産業局へ届け出て
ください。燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的数値、集計用
の簡易ツールは下記 URL を参照してください。

(URL) http://www.eccj.or.jp/law06/xls/07_01.xls

簡易ツールの画

| エネルギーの種類 | 使用量 | | | 換算係数 | | |
|---------------|-------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|------|
| | 単位 | 数値 | 熱量(Q) | 数値 | 単位 | |
| 燃料 及び 熱 | 原油 | kℓ | 0 | 38.2 | Q/kℓ | |
| | 原油のうちコンデンレート(NGL) | kℓ | 0 | 35.3 | Q/kℓ | |
| | 軽油(カリン) | kℓ | 0 | 34.6 | Q/kℓ | |
| | ナフサ | kℓ | 0 | 33.6 | Q/kℓ | |
| | 灯油 | kℓ | 0 | 36.7 | Q/kℓ | |
| | 軽油 | kℓ | 0 | 37.7 | Q/kℓ | |
| | A重油 | kℓ | 3,308 | 126,342.8 | 37.3 | Q/kℓ |
| | B重油 | kℓ | 0 | 41.9 | Q/kℓ | |
| | 石炭(スファルト) | t | 0 | 40.9 | Q/t | |
| | 石炭(コークス) | t | 0 | 29.9 | Q/t | |
| | 石油ガス | 液化石油ガス(LPG) | t | 0 | 50.8 | Q/t |
| | | 五酸化炭素ガス | t | 0 | 46.9 | Q/t |
| | 可燃ガス | 液化天然ガス(LNG) | t | 0 | 54.6 | Q/t |
| | | その他(管線方式) | t | 0 | 43.5 | Q/t |
| | 石炭 | 原料炭 | t | 0 | 29.0 | Q/t |
| | | 一級炭 | t | 0 | 25.7 | Q/t |
| | 石炭(コークス) | 原料炭 | t | 0 | 26.9 | Q/t |
| | | 一級炭 | t | 0 | 23.8 | Q/t |
| | コークス(ガス) | t | 0 | 37.3 | Q/t | |
| | 高炉ガス | t | 0 | 21.1 | Q/t | |
| | 転炉ガス | t | 0 | 3.41 | Q/t | |
| | その他の 燃料 | 転炉ガス 13A | t | 2,083 | 134,889.0 | 45.0 |
| | | その他 | t | 0 | 0 | Q/t |
| 産業用蒸気 | t | 0 | 1.02 | Q/t | | |
| 産業用以外の蒸気 | t | 0 | 1.38 | Q/t | | |
| 温水 | t | 0 | 1.38 | Q/t | | |
| 冷水 | t | 0 | 0 | Q/t | | |
| 小計① | | | 264,027.8 | 6,811.8 | | |
| 電気 | 事業用 | 送電費 | kWh | 14,916 | 148,712.5 | 9.97 |
| | | 受電費 | kWh | 5,314 | 49,319.9 | 9.28 |
| | その他 | 送電以外送電 | kWh | 0 | 0 | 9.78 |
| | | 自家発電 | kWh | () | () | 9.78 |
| 小計② | kWh | 20,230 | 198,026.4 | | | |
| 合計①(①+②) | | | 462,054.2 | | | |
| 原油換算率 K-1 | | | 11,921.0 | 0.0254 | kℓ/Q | |

以上で、省エネ法の概要と主な改正のポイントについてのご紹介を終わらせて
頂きます。また、繰り返しになりますが、今回の改正に伴い、平成21年4
月から企業全体でのエネルギー使用量を把握して頂き、年間のエネルギー使用
量が1,500kℓ(原油換算値)以上となる場合には、平成22年度に「エ
ネルギー使用状況届出書」を管轄の経済産業局にご提出頂く必要があります。
事業者の方々におかれましては遺漏無きようご対応頂けますよう宜しくお願い
申し上げます。